

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT TFG ニュースレター 2015.5 No. 285

健全性支援実績No1を目指す！

T&FGgroup
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfgr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 変わる証券税制について
- II. 固定資産税・都市計画税について
- III. エコカー減税継続について
- § 共栄会の御礼

[今月のトピックス]

- ・経営指標解説コーナー
- ・税務相談Q&A情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 変わる証券税制について

——平成28年から変わる主な項目について——

公社債等の税制が平成28年1月から大幅に改正されます。改正法により、オーソドックスな金融商品のみを取引する個人投資家の金融所得税はとてわかりやすいものとなります。

■ 公社債等に係る所得に対する課税の見直し

	＜ 現 在 ＞		＜平成28年1月1日以後＞
利子等	→ 源泉分離課税（20.315%）		
譲渡益	→ 非課税	⇒	申告分離課税（20.315%）
償還差益	→ 総合課税（割引債の場合は、発行時18.378%源泉分離課税）		*割引債の源泉徴収も発行時から償還時に変更

■ 公社債等の種類

特定公社債等・・・国債・地方債・外国国債・外国地方債・公募公社債・上場公社債など特定の公社債を「特定公社債」、公募公社債投資信託・公募公社債等運用投資信託・公募社債的受益権を「公募公社債投資信託等」と称し、これらを総称して「特定公社債等」といいます。

一般公社債等・・・特定公社債等以外の公社債。（例：私募公社債投資信託の受益権等）

■ 特定公社債等に係る所得に対する課税の特例（平成28年1月1日以後）

譲渡（償還）損	上場株式等との損益通算・繰越控除可（3年間）
利子・配当	上場株式等の譲渡損と損益通算可

なお、特定口座は受入可能となります（利子・配当含む）。源泉徴収ありの特定口座の場合には確定申告不要制度との選択が可能となります。

*一般公社債等については、一般公社債等の譲渡損益と非上場株式等の譲渡損益との損益通算が可能です。

〈公社債課税方式見直しによる具体例〉

Tさんは、2011年に外貨建MMF（米ドル建）を1米ドル80円で10万米ドル購入。その後住宅購入資金に充てようと10万米ドルの売却を考えている。売却時の為替レートを120円とすると・・・

売却益400万円 = 10万米ドル×120円（売却時為替レート） - 10万米ドル×80円（購入時為替レート）

〈ケース1〉 平成27年12月31日までに売却した場合

売却益の400万円は非課税

〈ケース2〉 平成28年1月1日以降に売却した場合

売却益の400万円は申告分離課税（20.315%）となり、812,600円が課税されます。

今回の場合は、〈ケース1〉の平成27年度中に売却した場合のほうが非課税となり有利となります。逆に購入時のレートが現在のレートより下回っている場合は、平成27年度中に売却すれば、損失は繰り越しされずにないものとみなされますが、平成28年度中に売却すれば、損失を上場株式等の譲渡損益と損益通算可で有利となります。

■ 少人数私募債の節税スキームの封じ込め

少人数私募債には、有価証券届出書等の提出が不要、社債管理者の設置も不要、しかも発行が取締役会限りでできてしまうといった手軽さに加えて、中小企業の社長が会社に金銭を貸し付けて、利子を受け取る場合は雑所得として総合課税（税率は所得に応じて現在最高税率45%）の対象となりますが、少人数私募債の場合、中小企業の社長等で高額所得者であっても利子所得で一律20.315%の源泉分離課税で済み、会社としても社債の利子を損金として計上できたので節税と称してよく使われてきました。こういった節税スキームが横行したためそれを封じ込めるために、平成26年度税制改正において、少人数私募債の利子で、平成28年1月1日以降に受け取る利子については、総合課税とされることになりました。

■ 非上場株式等の譲渡損益と上場株式等の譲渡損益の損益通算の廃止

株式等に係る譲渡所得等の分離課税については、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等（一般株式等）に係る譲渡所得等が別々の分離課税制度とされ、これらの所得間の損益通算は不可となります。今までは、中小企業の社長が自社の株式（非上場株式等）を譲渡して多額の譲渡益が出た場合、塩漬けになっている手持ちの上場株式を売却し、含み損を実現させれば、現行制度では損益通算が可能でした。損益通算のタイムリミットは、平成27年12月31日までとなります。平成28年1月1日以降は、それぞれ上場株式等の譲渡損益は、特定公社債等の譲渡損益と、非上場株式等の譲渡損益は、一般公社債等の譲渡損益との通算可となります。



経営指標解説コーナー

■ 労働装備率とは

労働装備率とは、有形固定資産を平均従業員数で割ったものをいいます。使用総資本のうち、土地、建物、機械などの固定資産が、従業員1人当たりどれくらい使われているかを示し、機械などの新鋭設備をどれだけ積極的に導入しているかや、従業員数が適正水準にあるかなどを表しています。

Ⅱ. 固定資産税・都市計画税について

—制度について再確認しましょう—

4月中旬から、不動産を所有されている方には固定資産税・都市計画税の支払通知書が届いておられると思います。毎年、発生し、金額も大きい税金ですから、今回はその制度を土地、家屋に課税される固定資産税につきまして再確認させていただきます。

■ 概要

固定資産税は、毎年1月1日現在、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。都市計画税は、公園、道路、下水道等の都市建設の整備などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される目的税です。市街化区域内の土地・家屋を対象として、その所有している人に固定資産税と併せて課税されます。その税額は、市町村長が決定した土地・家屋の価格（評価額）をもとに算定した課税標準税額に税率を乗じて計算されます。なお、固定資産税の税率は都道府県及び各市町村が設定することが可能で、標準税率は1.4%で、都市計画税は標準税率はなく、制限税率は0.3%です。

■土地・家屋の固定資産税評価額

固定資産税の計算のポイントは、実際の売買価格ではなく「課税標準額」という独自の評価額を計算に用いる点です。土地・家屋ともに「固定資産評価額」は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定するという手続きをとります。土地の「固定資産評価額」算定方法ですが、画地計算法といい主要な選定した街路に路線価を付します。その選定した街路に沿接する宅地のうちから奥行、間口、形状等からみて標準的なものと認められる宅地（標準宅地）を選定し、単位地積あたりの評価額が算出されます。この方法に準ずる形で、個別の土地についても固定資産評価額が決定するという仕組みです。また土地は納税者間における税負担の公平に資するため、3年ごとに評価の見直しを行っています。家屋の場合では、再建築費（価格）を基準として評価する方法（再建築価格方式）を採用しています。再建築価格方式とは、評価の時点において、評価の対象となった家屋と同一のものをその場所

に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築費評点）を求め、その家屋の建築後の経過年数に応じた減価（経年減点補正率）を考慮し、その家屋の価格を求めるものです。この評価額が固定資産課税台帳に登録され、課税標準額となります。

●固定資産税・都市計画税の軽減

住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格より低く算定されます。住宅用地については、その税負担を軽減する目的から、課税標準の特例措置が設けられています。住宅用地の区分は小規模住宅用地（住宅1戸あたり200平米以下）は、固定資産税の課税標準額は価格の1/6、都市計画税は1/3、一般住宅用地（住宅1戸あたり200平米を越え、家屋の床面積の10倍までの部分）は、固定資産税の課税標準額は価格の1/3、都市計画税は2/3となります。また、家屋は対象となる新築住宅及び認定長期優良住宅は新築後、一定の期間、固定資産税が減額され、一定の要件を満たすリフォーム工事を行った場合も一定の割合で、一定期間、固定資産税が減額されます。

■ 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者は、所有している資産の価格等が記載されている固定資産課税台帳の写しを閲覧制度により受け取ることができます。また、借地人、借家人は、借地、借家物件のみの価格等が記載されている課税台帳の写しを、閲覧制度により受け取ることができます。期間は4月1日から通年で、閲覧場所は各市区町村によって異なります。

■ 固定資産縦覧制度

固定資産税には、固定資産の価格を確認してもらうための縦覧制度があるのはご存知でしょうか？固定資産税の縦覧制度とは土地または家屋の所有者が同一の市区町村内の土地または家屋などの価格を記載した「縦覧帳簿」を閲覧し、自分の土地・家屋の価格と他の土地・家屋の価格を比較することを通じて、価格の適性が判断できる制度です。「縦覧帳簿」には土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の2つがあり、土地価格等縦覧帳簿には、土地の所在・地目・地積・価格を、家屋価格等縦覧帳簿には、家屋の所在・登録番号・家屋番号・建築年・種類・構造・床面積・価格を記載しています。閲覧の期間は各市区町村によって異なりますが4月1日から4月30日、もしくは5月31日としているところが多いようです。また、縦覧をするには、運転免許証等本人確認ができるものまたは固定資産税の納税通知書が必要となり、代理人の場合には委任状が必要です。固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合、毎年4月1日の固定資産の価格を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日以内に市町村の固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

Ⅲ . エコカー減税について

— 継続しました —

個人消費や設備投資を拡大する手段として、政府はエコカー減税やエコカー補助金を実施し、この特典

を活用してお車を購入された個人の方や事業者も多かったのではないのでしょうか。そのエコカー減税が適用されるには、お車の登録が自動車取得税は平成 27 年 3 月 31 日迄、自動車重量税は平成 27 年 4 月 30 日迄となっていたのが、内容を見直された上で、自動車取得税が平成 29 年 3 月 31 日迄、自動車重量税が平成 29 年 4 月 30 日迄の登録で適用されます。ここでは、今後の減税内容について御説明させていただきます。

■ 自動車取得税の減税（平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日登録分）

1. 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成 21 年排ガス規制 NO x 10%以上低減）、プラグインハイブリット自動車、クリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排ガス規制適合の乗用車）は非課税となります。
2. ガソリン車（ハイブリット車を含む）で平成 27 年度燃費基準を+5%超過していれば 20%軽減、+10%超過していれば 40%軽減。平成 32 年度燃費基準を達成していれば 60%軽減、+10%超過していれば 80%軽減、+20%超過していれば非課税となります。

■ 自動車重量税の減税（平成 27 年 5 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日登録分）

1. 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成 21 年排ガス規制 NO x 10%以上低減）、プラグインハイブリット自動車、クリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排ガス規制適合の乗用車）は免税となります。初回継続検査でも免税となります。
2. ガソリン車（ハイブリット車を含む）で平成 27 年度燃費基準を+5%超過又は+10%超過していれば 25%軽減、平成 32 年度燃費基準を達成していれば 50%軽減、+10%超過していれば 75%軽減、+20%超過していれば免税となります。

■ ペイジーの活用

お車に係る税金で 4 月 1 日現在の所有者に課せられる自動車税・軽自動車税の納付方法について、一部の都道府県、市町村では役所から送られてくる納付書を金融機関窓口で納付する以外に、パソコンや携帯電話、ATMを使って手数料無料（時間外手数料を除く）で納付（ペイジー）できるようになりました。



税務相談 Q&A 情報コーナー

■ 役員がグリーン車で通勤したらどうなるのですか？

新幹線等の特急料金について、通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らして最も経済的かつ合理的と認められる通勤であれば、1ヶ月当たりの交通費の支給金額が 10 万円までは非課税となり、10 万円を超過する部分は給与に含めて源泉徴収しなければなりません。この運賃、時間、距離等の事情に照らして最も経済的かつ合理的と認められる通勤にはグリーン車といった特別車両料金等は含まれないので、1ヶ月当たりの交通費の支給金額が 10 万円未満であってもグリーン車分については給与に含めて源泉徴収しなければなりません。



今月のブックマーク

年金額シミュレーションをご存じでしょうか。先月号で国民年金基金の活用について取り上げましたが、年金額を試算できる便利なブックマークがあるのでご紹介致します。1口目については、性別、生年月日、終身年金A型（15年間保証）・B型（保証期間なし）の選択、2口目以降は、A型、B型および確定年金Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型、Ⅴ型の7種類の中から選択することで、シミュレーションが行えます。

「年金額シミュレーション」

<http://www.npfa.or.jp/check/simulator.html>

TFG 共栄会 「異業種交流会 & 戦略経営セミナー」を開催！

平成 27 年 4 月 21 日(火) ヴィアール大阪（大阪府中央区）において研究部会が開催されました。経営戦略セミナーでは、経世論研究所より「日本経済ダメ論のウソ！日本経済の強さ」というテーマでご講演いただき、各種データに基づいた時事的なセミナーに熱心に耳を傾けられている参加者の姿が印象的でした。

また情報交換懇親会では、多くのご参加者で熱気ある交流会となり、改めてご参加戴いた皆様には、厚く御礼申し上げます。



第1部 経営戦略セミナー（左）と、第2部 情報交換懇親会（右）の様子

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐

中小企業
必見!

平成 27 年度税制主要改正項目

平成 27 年度の税制改正では、安倍政権の成長戦略の柱である法人税改革や地方創生関連に加えて、税務調査に関わる部分でもさまざまな改正がありました。税務調査の「再調査」についての規定が見直され、税務代理人への事前通知も規定が変わりました。

■税務調査

●「再調査」の規定の見直し

国税通則法では、いったん税務調査が終了すれば、再調査ができるのは「新たに得られた情報」があったときのみとされておりましたが、27 年度税制改正では、この税務調査を「実地調査」の場合に限ると明記されました。つまり、「実地調査以外の調査」の場合は、「新たに得られた情報」がなくても再調査ができるようになりました。実施調査が行われた後に再調査が行われるのは、今まで通り、「新たに得られた情報」がある場合のみです。しかし、「実地調査以外の調査」には行政指導の一環として乱発されている、「申告内容等についてのお尋ね」という文面で送られてくる「お尋ね文書」や呼び出しによる「机上調査」なども含まれるとみられており、今後、当局による簡易な接触の増加が予想されます。

●財産債務調書の創設

「財産債務明細書」が「財産債務調書」に名称が変わるとともに、提出基準及び様式が変更されます。従来の明細書は、年間の所得が 2 千万超の人を対象として、財産の種類、数量および金額を目録にして確定申告書に添付されるものでしたが、新しい調書は、財産の所在、有価証券の銘柄等、より詳しい内容の記載を求めています。平成 26 年 1 月からスタートした国外財産調書と同様に、財産債務調書の提出の有無により、所得税または相続税の過少申告加算税等を加減算する特例が盛り込まれています。提出対象は、所得 2 千万超かつ、財産の価額が 3 億円以上か金融資産の価額が 1 億円以上の人と、明細書より狭まっています。

■法人税

●法人実効税率引き下げ

平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度より、中小法人以外の普通法人は現行 25.5%であった法人税の税率を 23.9%に引き下げられます。また、平成 27 年 3 月までとされた中小法人の軽減税率の特例は、適用期限を 2 年延長し、平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度まで、所得金額のうち 800 万円以下の部分については 15%とされます。

●欠損金の繰越控除制度の縮減

繰越控除をする事業年度の所得金額の 80%までとなっていた控除限度額が平成 27 年 4 月 1

日から28年3月末までに開始する事業年度からは65%となりました。平成28年4月以降さらに引き下げられ50%になります。また、欠損金の繰越期間も9年から10年と延長されます。なお、中小法人等については、現行の控除限度額を存置されるため影響はありません。

●外形標準課税の拡大

税率0.48%とされていましたが、平成27年4月1日以降に始まる事業年度からは0.72%に引き上げられました。平成28年4月1日以降に始まる事業年度からはさらに0.96%とし、2年間で2倍に引き上げられます。ただし、ボーナス等を含む従業員の前年度の総給与額を基準に、平成27年度は3%以上、平成28年度は4%以上、平成29年度は5%以上賃上げをした場合は、増加した給与額は外形標準課税の課税対象となりません。資本金1億円以下の中小法人への課税ベース拡大は見送られましたが、政府は平成28年度以降の中小企業への課税ベースに含みを持たせているため注意が必要です。

●所得拡大促進税制の拡充

税額控除を受けるための要件が緩和され、これまでは、大企業、中小企業に係らず平成28年4月1日以降に始まる事業年度では5%以上の給与等支給額の増加が必要とされていましたが、中小企業は一律3%に引き下げられました。なお、大企業については平成28年4月1日から3月31日に開始する事業年度は4%、平成29年4月1日以降に始まる事業年度は5%となります。

●特定資産の買替特例（9号特例）の見直し

事業用の土地や建物を買替える際に譲渡益にかかる課税の繰り延べを認める特例措置の繰り延べ割合が見直されました。一律80%となっていたところ、新たに取得する土地建物が東京23区内の場合は70%、首都圏近郊や近畿圏の都市部、名古屋市の一部など定められた都市圏である場合は75%に縮減されました。見直しに合わせて、平成27年末までとなっていた期限が、平成29年3月末まで延長されました。

■所得税

●住宅ローン減税、すまい給付金の延長

住宅ローンを組んだ人が、ローン残高か住宅取得対価のいずれか少ない方の金額1%を、10年間に渡って所得税から控除できる「住宅ローン減税」が平成31年6月末まで延長されました。控除額は、耐震性や保存性に優れた長期優良住宅・低炭素住宅などは10年間で最大5千万円、それ以外の住宅は10年間で最大4千万円となっております。また、住宅ローン減税の恩恵を十分に享受できない低所得者層向けの「すまい給付金」も同じく平成31年6月末まで延長されました。